

支援事業・制度の概要

分野	② 交通・通信
活用する場面	V 「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	無線システム普及支援事業(辺地共聴施設整備事業)
趣旨	平成23年7月のアナログ停波までにデジタル化が間に合わなかった地区は、国の支援により平成26年末まで暫定的に衛星放送により対応しているが、この衛星放送は地元番組が視聴できないという問題がある。このため、早期の恒久的対策の実施に向け、市町や共聴組合が実施する辺地共聴施設のデジタル改修等に対して補助する。
実施主体	市町村、辺地共聴施設の設置者
支援対象事業	山間部等においてデジタルテレビジョン放送を受信するために辺地共聴施設を整備する事業、及び、辺地共聴施設の整備に替えてケーブルテレビへの移行を支援する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・有線共聴施設:受信点設備の移設費、改修費等(新設又は改修) ・無線共聴施設:受信点設備、有線伝送路、送信設備等の整備費(新設又は置換) ・ケーブルテレビ移行:ケーブルテレビ等へ移行する場合の初期費用及び既存施設の撤去費用
採択要件、補助要件	有線共聴施設及びケーブルテレビ移行の場合は、各世帯当たりの費用が3万5千円を超える場合が補助対象
補助率、補助限度額等	補助率…・既存施設の改修・置換:1/2、施設の新設:2/3 (ただし、300mを超える伝送路整備は10/10) <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビ移行:1/2
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	総務省が市町村を通じて募集
最近の実績	平成22年度 9市町 平成23年度 2市町 平成21年度 5市町 平成24年度 3市町 平成20年度 4市町
県の担当窓口	情報政策課 情報企画グループ TEL:089-912-2228 FAX:089-912-2284 E-mail:jouhouseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	総務省
関係URL	